

## 公 示

聖 隸 健 康 保 険 組 合  
理 事 長 青 木 善 治  
(公印省略)

聖隸健康保険組合第56回組合会において令和8年度より保険料率を変更すること並びに子ども・子育て支援金制度の創設に伴う徴収の開始が承認されましたので、聖隸健康保険組合規約第53条によりこれを公示します。

### 1.令和8年度保険料率

■改定後	事業主+被保険者	事業主負担	被保険者負担	
健康保険料率	98.45 / 1000	50.225 / 1000	48.225 / 1000	変更あり
一般保険料率	97.2 / 1000	49.6 / 1000	47.6 / 1000	
調整保険料率	1.25 / 1000	0.625 / 1000	0.625 / 1000	変更あり
介護保険料率	19 / 1000	9.5 / 1000	9.5 / 1000	
子ども・子育て支援金率	2.3 / 1000	1.15 / 1000	1.15 / 1000	新設

■改定前	事業主+被保険者	事業主負担	被保険者負担	
健康保険料率	98.5 / 1000	50.25 / 1000	48.25 / 1000	
一般保険料率	97.2 / 1000	49.6 / 1000	47.6 / 1000	
調整保険料率	1.3 / 1000	0.650 / 1000	0.650 / 1000	
介護保険料率	19 / 1000	9.5 / 1000	9.5 / 1000	

### 2.適用開始について

- ・ 健康保険料率、介護保険料率は令和8年3月分保険料（4月徴収分）から適用
- ・ 子ども・子育て支援金率は令和8年4月分（5月徴収分）から適用

### 3.その他

- ・ 令和8年4月に支給される賞与（勤勉手当等）も子ども・子育て支援金の徴収の対象となります